



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会社名 株式会社よみうりランド
代表者名 代表取締役社長 関根 達雄
(コード番号 9671 東証第1部)
問合せ先 常務取締役総務部担当
氏名 小飯塚 稔
(TEL. 044-966-1131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月19日開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会の議長に就任すべき取締役を明確化し（現行定款第 17 条）、さらなる経営体制強化のために職務分掌の変更等を行う（現行定款第 23 条）ほか、文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 17 条 株主総会の議長は、取締役社長又は取締役副社長とし、取締役社長、取締役副社長共に事故あるときは他の取締役がこれにあたる。</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項の規定に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>	<p>第 17 条 株主総会の議長は、取締役社長とし、<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、</u>他の取締役がこれにあたる。</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項の規定に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長</u>、<u>取締役副社長各 1 名</u> <u>及び専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p><u>取締役社長</u>、<u>取締役副社長</u>は社務を総理し、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>は日常の社務を処理する。</p> <p>取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</p>	<p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長及び<u>取締役社長各 1 名並びに取締役副社長</u>、<u>専務取締役及び常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p><u>取締役会長及び取締役社長</u>は社務を総理し、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役及び常務取締役</u>は日常の社務を処理する。</p> <p>取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 19 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 19 日 (木)

以 上